小規模個人再生による再生手続廃止

平成３０年（再イ）第３２号

福岡市中央区六本松３丁目１番58―605号
再生債務者　筒井　優人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年５月17日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号

滋賀県東近江市南清水町1026番地９
再生債務者　宮川　良雄
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月５日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月11日から平成30年６月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第１号

福岡県京都郡みやこ町勝山宮原267番地
再生債務者　中原　直樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月８日まで
平成30年５月18日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２９年（再ロ）第１６号

さいたま市中央区本町西５丁目３番３号
再生債務者　志村　和宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月12日まで
平成30年５月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第４号

堺市堺区新在家町西１丁１番10―1004号
再生債務者　寺脇　嗣悦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月15日まで
平成30年５月18日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号

福島県いわき市平下平窪字大念仏７番地の２
ヴィラリビエラＢ102
再生債務者　君島　史紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月18日
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（再ロ）第１００４７号

東京都足立区千住元町35―１―412
再生債務者　全　　松濱
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第３号

北海道旭川市永山５条11丁目１番５号
再生債務者　末永　康司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月18日　　旭川地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第２号

横浜市泉区和泉中央南５丁目13番６―106号
再生債務者　小倉　真之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第２号

長野市川中島町四ツ屋1032番地13
再生債務者　村石　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月18日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再ロ）第５号

名古屋市名東区社が丘２丁目708番地の２
ハビタブル森本Ａ202号
再生債務者　黒川健一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第１号

愛媛県宇和島市高串１番耕地1026番地１
再生債務者　稲田　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月18日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（再ロ）第３号

広島市南区皆実町１丁目12番１―104号
再生債務者　小國　靴一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再ロ）第５号

鳥取県米子市上後藤８丁目１番54号
再生債務者　橋井嘉枝子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月21日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２９年（再ロ）第４号

神奈川県秦野市南矢名４丁目26番１―505号
再生債務者　東田　秀穂
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成30年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項４号に定める事由がある。
平成30年５月18日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
　して存続しこは解散することにいたしました。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成三十年五月二十二日
　　掲載頁　四十六頁（号外第一〇八号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成三十年五月二十九日
　札幌市東区五条丘珠町一
　　（甲）株式会社Ｍｒ．ルーフマン
　　代表取締役　秋山　信介
　仙台市太白区袋原町一〇番二六号
　　（乙）ルーフマン東日本株式会社
　　代表取締役　谷崎　孝

合併公告

継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
　して存続しこは解散することにいたしました。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十九年六月二十二日
　　掲載頁　三〇一頁（号外第一三三号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成三十年五月二十九日
　千葉市美浜区真砂五丁目二〇番七号
　　（甲）東芝プラットフォームソリューション株式会社
　　代表取締役　佐藤　雅裕
　東京都港区赤坂二丁目二三番一号
　　（乙）ＴＯＰＳホールディングス株式会社
　　代表取締役　中村　彰利